

事務連絡
令和5年8月15日

登録医 各位

熊本市歯科医師会

熊本市節目年齢歯科健診について(注意点)

先生方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より、本会健診事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、標記健診事業の健診票と結果票の取り扱いについて、下記の通りお知らせいたします。
ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

健診票の原本 → 市歯事務局へ

結果票の原本 → 受診者へ

結果票の下部に、

○歯科医療機関は、健診結果説明及び口腔衛生指導後、結果票を複写して
受診者へ渡してください。

と記載してありますが、新しい結果票・マニュアルでは、この部分は削除されます。
結果票の原本を受診者へお渡しください。

※ 健診票並びに結果票を、歯科医院に残しておきたい先生は、コピーを保存してください。